農のあるコモン広場を備えた住宅地

ハーブと果樹園のある街(埼玉県北本市)



各戸の裏庭部分を共有地としてハーブ、芝生、低木を植え込み、エディブルランドスケープ(食べられる景観)として広場と一体的に整備

■プロジェクト実現のプロセス

ミサワホーム株式会社では、"農のあるま ちづくり"の実践に向けて、平成10年ご ろより研究テーマとして取り組んできた。 そのモデルは、農地に囲まれた庭園都市 「レッチワース」(英国)や、人と人が密接 なかかわりをもつコミュニティ、市民参加 のまちづくりの「デイビス市」(米国)で ある。これに、当時から多くの実績を誇っ ていた定期借地権付き住宅の供給手法を絡 め、郊外部における土地の有効活用の実践 に向け、調査研究に約4年の歳月を費や した。

その第1号が戸建団地「ハーブと果樹園 のある街 | である。プライベートな領域で ある住宅地が外構や緑地などの共有空間と 一体となるようプランニングされている。 「果樹とハーブ」をテーマとしたのは、元 社長の実家である庁兵衛果樹園から、一般 では入手しづらい大きなリンゴの木を無償 で提供されたことから決まった。

その後の管理がしやすいものに絞り込まれ た組合長は、ハーブと果樹に彩られたまち ている。

■ 主体と取り組み方

共有地などの維持管理のため、住民 18世 帯による管理組合がつくられている。枠内 には、その管理形態をとりまとめている。

土地所有者は共有地を提供し、管理組合 との間で賃貸借契約(借地期間20年)を 締結。実際の管理は、組合から委託を受け たミサワホーム株式会社が実施している。

■ ネック克服の仕組みと工夫

先人の農を生かしたまちづくりに学び、自 給自足のまちづくりを目指したミサワホー ム株式会社の川名三喜男氏は「当地は郊外 に立地しており、通常の宅地分譲では事業 化が困難だった。定期借地権を導入し、さ らに付加価値としての外構やコモンを備え ることで、資金的なゆとりと緑豊かな空間 的なゆとり(広さ)とを兼ね備えたまちづ

地区内の果樹は、数ある種類のなかから、 くりが実現できた | と事業を振り返る。ま づくりを、住民サイドから「周辺の方から も緑が多く素敵な街だねと評価されている ことがうれしい」と語った。

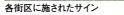
> 事業のコンセプトである「コモン広場の ゆとり空間が育む潤いのあるまちづくり| では、果樹が虫に食べられるなど、試行錯 誤を繰り返したりしているものの、住民共 有の財産として順当にその想いが引き継が れている。

■ 新しい役割と魅力

事業開始より約5年が経過し、緑や果樹 も熟成してきたところである。西側の隣接 地にも民間の分譲地開発が進んだことか ら、地元の住宅供給の呼び水として効果を 上げている。

また最近は、共有地の管理形態、外構の デザイン性や景観形成スキームの熟成度の 高さから、講演会などで優良事例として取 り上げられている。







コモン広場への入口と街並み

北本定借 住環境維持&管理スキーム

- 1 一般定期借地権設定契約
- ①敷金·権利金方式
- ②住民協定・共用地に関する規約、管理規定を遵守しない借地人に対し 借地契約解除条件等を追記。
- 2 共用地(遊歩道他)に関する賃貸借契約書
- ①賃貸借契約(期間20年)を定める。
- ②更新により一般定期借地権の50年を確保。
- 3 住民協定書 く土地利用ゾーニング>
- ①宅地(全18区画) ②開発道路・・・団地内道路で私道
- ③地主提供の共用地に遊歩道を敷設
- ④賃貸借対象の宅地の一部を協定緑地として設定(建築不可)
- ⑤提供公園と提供公園に隣接する共用地
- 4 コミュニティ利用細則
- ①協定区域内のコミュニティ利用規約につき細則を定める。
- ②居住者および訪問者に対する利用制限を明記。
- 5 管理組合規約

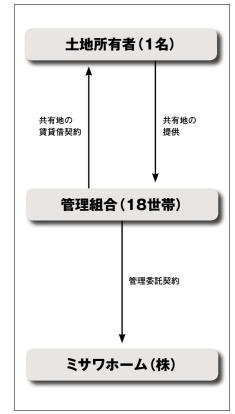
団地内の住民による管理組合規約を定める。

住環境の維持・管理および管理費・修繕費の費用負担が生じるため、 管理組合による運営を念頭に住民協定と併せて運営。

6 管理組合·業務委託契約書

管理組合はミサワホームに管理業務を委託。

管理形態



プロジェクト概要

: 埼玉県北本市中丸3-125ほか 「蔵のある家」8戸) : JR高崎線「北本」駅 徒歩20分 戸数 : 18戸 : 山林

: 5084m 計画地域 :市街化区域、北本市中丸三丁目地区

所在地

交通

地目

土地面積

地区計画 : 第一種低層住居専用地域

: 建ペい率50%、容積率80% : 定期借地権付き住宅、開発許可、地区 権利金

計画、住民協定 助成金等 : なし

住宅形式 : 木質パネル構造2階建て(ミサワホーム

: 総計2129.39㎡(58.79~142.01㎡) : 一般定期借地権(賃借権):期間50年を 登記・借地期間満了時に更地返還要・ 建物の買取請求、契約更新、建物の改 その他

築などによる期間延長不可 : 2万3000~2万5500円(改定3年ごと)

: 220万~280万円

事業期間など:

樹園のある街 | 住民協定 > : 借地の一部を広場として開放。住民によ

(販売期間)平成14年4月~平成16年7月

(事業期間)平成14年2月10日~平成16年8月26日

(住民協定の締結)平成13年10月(名称:「ハーブと果

る管理組合をつくり、月額3000円を地代 に上乗せして維持管理費として徴収。組 合全体で年間 (0.3万円×18世帯×12ヵ

57

月=64.8万円)を維持管理費に充当 取材協力先:ミサワホーム西関東、「ハーブと果樹園

のある街」管理組合

56